

MoneyT Global 会員規約（法人契約プラン）

（2024年1月5日現在）

プリペイドカード（MoneyT Global）「法人契約プラン」の申込者及び会員は、本規約、特約及び同意条項の内容に同意のうえ、カードの申込を行い利用するものとします。なお、本規約において使用する「会員規約」には別途株式会社アプラスが定める「個人情報の取扱いに関する同意条項」を含むものとし、本規約と特約、同意条項の規定に重複又は相違・齟齬がある場合には、特約・同意条項の規定が優先するものとします。

【目次】

- 第1条（目的）
- 第2条（定義）
- 第3条（銀行等が行う為替取引との誤認の防止）
- 第4条（反社会的勢力でないことの表明と確約）
- 第5条（外国為替及び外国貿易法に基づく規制等）
- 第6条（利用目的）
- 第7条（当サービスの概要）
- 第8条（入会申込）
- 第9条（入会審査）
- 第10条（入会契約の成立日）
- 第11条（会員資格の有効期限）
- 第12条（会員）
- 第13条（管理者）
- 第14条（管理代行者）
- 第15条（利用者）
- 第16条（振込・チャージ）
- 第17条（カードの利用）
- 第18条（カードの暗証番号）
- 第19条（カードの有効期限、所有権等）
- 第20条（会員専用ページのログインID／パスワード）
- 第21条（組織残高・カード残高・取引記録等の照会）
- 第22条（会員等の情報の変更届出）
- 第23条（引出・残高照会手数料）
- 第24条（決済手数料）
- 第25条（払戻手数料）
- 第26条（残高不足）

- 第27条 (カードの再発行)
 - 第28条 (個人情報の登録・取得・保有・利用等)
 - 第29条 (業務委託)
 - 第30条 (提携カード)
 - 第31条 (会員の都合による退会)
 - 第32条 (当社による会員資格の取消)
 - 第33条 (当サービスの終了)
 - 第34条 (払戻請求権の消滅)
 - 第35条 (通知の到達)
 - 第36条 (免責事項)
 - 第37条 (会員等の故意・過失等)
 - 第38条 (取引記録の保管、当局への提出)
 - 第39条 (諸法令の適用、疑わしい取引の当局への通報)
 - 第40条 (本規約及びその改定)
 - 第41条 (本規約の準用)
 - 第42条 (法的効力を持つ本規約の言語等)
 - 第43条 (準拠法)
 - 第44条 (専属管轄裁判所)
 - 第45条 (サービスに関するお問い合わせ、緊急対応)
 - 第46条 (苦情申立等のご相談)
 - 第47条 (個人情報に関するお問い合わせ窓口)
- 別表

第1条 (目的)

1. 本規約は、株式会社アプラスが、「資金決済に関する法律」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「出入国管理及び難民認定法」、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」、「外国為替及び外国貿易法」、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」などの諸法令等に従い、資金移動業者として提供する会員制プリペイドカードサービス (MoneyT Global) の「法人契約プラン」について、当社所定の方法にて入会を申込み、当社が入会を承諾した法人と当社との約定を定めたものです。

第2条 (定義)

1. 本規約において使用する主な用語の定義は以下の通りです。

用語	定義
当社	株式会社アプラス
国内外	日本国内及び国外
当サービス	当社が、諸法令等に従い資金移動業者として提供する会員制の

	プリペイドカードサービス (MoneyT Global) の法人契約プラン。
カード	当社が発行する MoneyT Global Corporate カード。(プリペイドカードであり、クレジットカードではありません。)
Visa ATM	現金の引出及び残高照会ができる、日本国外の Visa や Plus マークのある ATM (現金自動預け払い機) 又は CD (現金自動支払い機)。(注) Visa や Plus マークがあっても引出等ができない場合あり。
Visa 加盟店	国内外の Visa 加盟店。
入会申込本人	当サービスへ入会を申込み、当社が入会を承諾した法人。
会員	当サービスへ入会を申込み、当社が入会を承諾した法人。
管理者	会員の役員又は使用人 (当該会員への出向者を含む) で、会員専用口座への振込、各カードへのチャージ、残高管理、取引履歴照会等の当社所定のサービスを利用できる権限を当社が承諾した方。
管理代行者	会員の役員又は使用人 (当該会員への出向者を含む) で、管理者の委任を受けて、管理者の権限を代行することを当社が承諾した方。
利用者	会員の役員又は使用人 (当該会員への出向者若しくは駐在者、又は会員が使用人に準じると認めた方を含む) で、当社がカードの利用を承諾した方。
会員等	本規約における、会員、管理者、管理代行者及び利用者の総称。
実質的支配者	犯罪による収益の移転防止に関する法律における「その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者」。
管理者等	本規約における、管理者と管理代行者の総称。
利用者等	本規約における、管理者、管理代行者及び利用者の総称。
組織	会員に対する当サービスの提供単位。当サービスは、会員専用口座の設定をはじめ、会員が任意に特定した組織毎に提供されます。
会員専用口座	当サービスに資金を振込むための、当社が指定する金融機関の当該会員専用の口座。
振込	管理者等が、カードへチャージするため、又は当社所定の手数料等を当社へ支払うために、会員専用口座へ入金する行為。
振込額	管理者等が、会員専用口座へ振込んだ金額。
振込完了メール	振込額が組織残高に反映された旨を、当社から管理者等へ通知するメール。
チャージ	組織残高をカード残高に反映させること。
チャージ完了メール	チャージが完了した旨を、当社から利用者へ通知するメール。
組織残高	カードへのチャージが可能な残高。振込額と、カード残高からの清算額との合計金額。
カード残高	カード利用可能額。
会員キット	当社が、管理者等に送付又は手交する、カードやご利用ガイド等の書面を納めた一式。
当 web サイト	当サービスの web サイト。
電子メールアドレス	当サービスを受けるために当社へ登録している、利用者等の電子メールアドレス。
管理画面	管理者等が、チャージ、残高管理、取引履歴照会及び利用者等の属性照会・変更等の、当社所定のサービスを利用できる機能

	を持たせた操作画面。
会員専用ページ	当 web サイトにおいて、利用者等が閲覧・更新できる専用ページ。
標準履行期間	当社が、管理者等による振込額の着金を確認した時点から組織残高に反映するまでの標準的な期間。
暗証番号	カード利用時の暗証番号（4桁）。
引出・残高照会手数料	Visa ATM で引出し又は残高照会する毎にかかる手数料。
決済手数料	外国通貨建による、Visa ATM で引出し又は Visa 加盟店でのご利用の際にかかる手数料。 ※日本円建でのご利用の際には本手数料は課金されません。
会員国内口座	会員名義の日本国内金融機関の口座。
払戻	組織残高を会員国内口座へ払戻すこと。
払戻手数料	払戻にかかる手数料。
残高不足	カード利用や手数料の精算により、カード残高が不足した状態。
残高不足処理手数料	残高不足を解消する処理にかかる手数料。
カード再発行手数料	カードの再発行にかかる手数料。
再発行カード	再発行したカード。
履行保証金	資金決済に関する法律で定められている、当社の責により当サービスを終了することになった場合に、会員へカード残高を弁済するための保証金。

第3条（銀行等が行う為替取引との誤認の防止）

1. 当サービスは、第二種資金移動業商品であり、銀行等が行う為替取引ではありません。
2. 当サービスは、預金、貯金又は定期積金等の受入れ（同様の経済的性質を有するものを含む。）を目的とするものではありません。当該資金に利息はつきません。
3. 当サービスは、預金保険法第53条又は農水産業協同組合貯金保険法第55条に規定する保険金の支払対象ではありません。
4. 当サービスは、資金決済に関する法律における履行保証金制度の対象です。当社は同法第44条の規定に基づき、株式会社 SBI 新生銀行と履行保証金保全契約を締結しており、当サービスの会員は、資金決済に関する法律に基づく履行保証金制度によって当該資金が保護され、同法第59条の規定に基づき、当該資金の還付を受ける権利を有します。

算定期間：1週間

供託期限：算定期間から3営業日

5. 当社の資金移動業登録番号は、近畿財務局長第00001号です。

第4条（反社会的勢力でないことの表明と確約）

1. 会員は、会員等、会員の代表者及び会員の実質的支配者が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号の共生者（前各号に掲げる者の資金獲得活動に乗じ又は、前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者）
- (7) その他前各号に準ずる者
- (8) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (9) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (10) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (11) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (12) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 会員は、会員等、会員の代表者及び会員の実質的支配者が、当社及び他の会員、利用者等に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 会員等、会員の代表者及び会員の実質的支配者が、第1項、第2項各号に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員等、会員の代表者又は会員の実質的支配者に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、会員等、会員の代表者及び会員の実質的支配者はこれに応じるものとします。

4. 当社は、会員が第1項もしくは第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本カード入会申込者による本カードの入会申込みを拒絶、又は本規約に基づく本カードの利用を一時的に停止することができるものとします。なお、本カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本カードを利用することができないものとします。

5. 会員等、会員の代表者及び会員の実質的支配者が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが

判明した場合、又は第3項の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのカード契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、直ちに会員との本カード契約を解除できるものとします。なお、契約の解除時において会員の当社に対する未払債務がある場合には、会員は、当然に期限の利益を失うとともに本カード会員資格を喪失し、当社に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。

6. 第5項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第5項の規定の適用により会員に損害等が生じた場合であっても、会員は、当該損害等についての賠償を当社に請求しないものとします。

7. 第5項の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、会員が当社に対する未払債務を完済するまでは、本規約の関連条項が適用されるものとします。

第5条（外国為替及び外国貿易法に基づく規制等）

1. 会員は、会員等が、当局が告示する、外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の対象者に該当しないことを確約するものとします。又、会員は、利用者を通じて、当該資産凍結等の措置の対象者に対して資金を供与してはなりません。

2. 会員は、当サービスを、第3項に定める外国為替及び外国貿易法に基づく規制に該当する目的で利用しないことを確約するものとします。

3. 前項の規制は以下のものとします。

- (1) 北朝鮮への「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」
- (2) イランへの「資金使途規制」
- (3) その他当局が定める追加規制措置等

第6条（利用目的）

1. 会員は、第5条（外国為替及び外国貿易法に基づく規制等）に該当しないことを理解、遵守したうえで、次の各号に記載の利用目的の範囲内で当サービスを利用できるものとします。

- (1) カード利用者の滞在費・生活費
- (2) 渡航中の業務上必要な費用
- (3) 商取引の決済資金
- (4) その他当社が認めたもの

2. 前項に関らず、会員は以下の目的での当サービスの利用はできません。

- (1) カード利用者への給与及び諸手当等の賃金の支給
- (2) その他当社が指定したもの

第7条（当サービスの概要）

1. 会員が特定する任意の組織毎に、管理者等が、会員の資金を日本国内の金融機関のファームバンキング・ATM（現金自動預け払い機）・窓口・インターネットバンキング等により会員専用口座へ日本円で振込み、かつ管理画面より利用者のカードへチャージすることで、利用者は、カード残高の範囲内で、Visa ATMにて当該ATMが取扱う通貨を引出し、又はVisa加盟店でショッピングをすることができます。
2. 管理者等は、前項のほか、組織残高、カード残高、取引履歴などの照会等ができます。
3. 利用者は、第1項のほか、カード残高、取引履歴などの照会等ができます。
4. 日本国内ではVisa ATMによる通貨の引出しは利用できません。
5. 利用者以外は、カードを利用することはできません。

第8条（入会申込）

1. 当サービスへの申込は、登記されている法人に限ります。（ただし国・自治体は除く。）
2. 入会申込本人は、当サービスへの入会申込書に、当社所定の必要事項を記入・捺印のうえ、当社所定の書類を添付して、当社所定の方法で入会を申込みます。
3. 入会申込本人は、法人を代表する権限を有する役員として登記されている方に限ります。
4. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に準拠した、入会申込本人と当該本人が管理者等として申込む方の本人特定事項（氏名・住所・生年月日）の確認及び利用目的等の確認を行います。
5. 入会申込本人が、外国において重要な公的地位にある者等（外国 PEPs : Politically Exposed Persons）及び該当する親族の方である場合、お申込みいただけません。
6. 入会申込者が米国税法上の米国人である場合及び、実質的支配者に米国人がいる場合は、お申込みいただけません。
7. 第2項の当社所定の必要事項は、次の各号の通りとします。
 - (1) 登記法人名
 - (2) 法人番号
 - (3) 本店登記住所
 - (4) 代表者役職名・氏名
 - (5) 業種、従業員数
 - (6) 契約者役職名・氏名
 - (7) 契約部署名、所在地、連絡先電話番号
 - (8) 会員の実質的支配者名（議決権その他の手段により当該法人を支配する自然人）
 - (9) 管理者等の氏名・住所・生年月日、部署名、役職名、部署の所在地、連絡先電話番号、電子メールアドレス
 - (10) 利用目的
 - (11) 本規約第4条（反社会的勢力でないことの表明と確約）、第5条（外国為替及び外国貿易法に基づく規制等）、及び第6条（利用目的）を遵守する旨の宣誓

- (1 2) 当社の個人情報保護方針及び本規約等に同意する旨の宣誓
 - (1 3) 「国際的な税務コンプライアンスの向上及び米国の FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act : 外国口座税務コンプライアンス法) 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」にもとづく各種宣誓
 - (1 4) その他法令等若しくは当局が定めるもの、又は当社が定めるもの
8. 第2項の当社所定の添付書類は、次の各号の通りとします。
- (1) 入会申込本人の履歴事項全部証明書本通(当社が入会申込書を受け付ける日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの)
 - (2) その他法令等若しくは当局が定めるもの、又は当社が定めるもの

第9条 (入会審査)

1. 当社は、入会審査の時点で、入会申込本人と、当該本人が管理者等として申込んだ方が、以下のいずれかに該当することが判明した場合、入会をお断りします。
- (1) 入会申込本人が法人登記していない場合(ただし国・自治体は除く)。
 - (2) 当社が提供する管理画面が使用できない場合。
 - (3) 管理者等が、パソコンで利用可能な電子メールアドレスをお持ちでない場合。
 - (4) 第8条(入会申込)の内容に虚偽があることが疑わしい場合。
 - (5) 入会申込本人と、当該本人が管理者等として申込んだ方の本人確認ができない場合。
 - (6) 外国において重要な公的地位にある者等(外国 PEPs : Politically Exposed Persons)及び該当する親族の方。
 - (7) 本人確認書類が、不正に取得、又は偽造・変造されたものであった場合。
 - (8) 当サービスを、不正若しくは公序良俗に反する行為、又は法令に違反する行為に利用されるおそれがある場合。
 - (9) 入会申込者が米国税法上の米国人である場合及び、入会申込者の実質的支配者に米国人がいる場合。
 - (10) その他当社が入会をお断りすべきと判断した場合。

第10条 (入会契約の成立日)

- 1. 当サービスへの入会契約の成立日は、当社が入会を承諾した日とします。
- 2. 前項の契約成立日は、当社所定の通知に記載します。

第11条 (会員資格の有効期限)

- 1. 会員資格の有効期限は、各カードの有効期限に関らず、契約成立日の翌年同月末とします。
- 2. 前項の有効期限は、当社の審査により自動的に1年間延長することがあり、以降も同様とします。

第12条（会員）

1. 当社が、当サービスへの入会を承諾した法人を、会員といたします。
2. 会員は、当サービスの契約主体であり、当社に対して以下の義務と責任を負います。
 - (1) 当サービスを、不正若しくは公序良俗に反する行為、又は法令に違反する行為等に利用しないこと。
 - (2) 本規約等を遵守すること。
 - (3) 利用者等に前2項を遵守させるとともに、利用者等を善良なる管理者の注意をもって管理・監督すること。
 - (4) 当サービスにおいて利用者等が行った行為について、全ての責任を負うこと。
 - (5) 当サービスの利用によって発生した金銭債務を、当社に速やかに全額支払うこと。

第13条（管理者）

1. 会員の役員又は使用人（当該会員への出向者を含む）のうち、会員が特定した任意の組織における当サービスの主たる担当者として当社が承諾した方を、管理者といたします。
2. 会員は、ひとつの組織において、管理者を1名登録しなければなりません。
3. 当社は、管理者として申込があった方に対して、本規約第8条（入会申込）に定める本人特定事項確認等及び第9条（入会審査）に準じた審査を行います。
4. 前項は、管理者の変更の際も同様に取扱うものとします。
5. 前項の結果、当社は、管理者として承諾しない場合があります。その場合、会員は、他の方を管理者として当社に申込まなければなりません。
6. 管理者を登録しない限り、会員は当サービスを利用できません。
7. 当社は、管理者へ、次の各号に定める権限を付与します。
 - (1) 会員の資金を、会員専用口座へ振込むこと。
 - (2) 組織残高を、各カードへチャージすること。
 - (3) 会員キット又はカードを利用者に手交すること。
 - (4) 各カードの未利用残高を清算すること。
 - (5) 組織残高から会員国内口座への払戻を、当社に申込みこと。
 - (6) 組織残高及びカード残高の残高照会、取引履歴の確認等を行うこと。
 - (7) 管理者の変更を、当社に申込みこと。
 - (8) 管理代行者の登録、追加、変更又は削除を、当社に申込みこと。
 - (9) 利用者を登録、追加又は削除すること。
 - (10) カードの新規発行、追加発行又は再発行を、当社に申込みこと。
 - (11) カードの利用停止又は利用再開等を、当社に申込みこと。
 - (12) 利用者等の個人情報等の変更及び開示等を、当社に申込みこと。
 - (13) その他当社が定めた権限。

8. 管理者は、善良なる管理者の注意をもって、利用者等が、本規約を遵守して当サービスを利用しているか等を、管理・監督するものとします。

9. 当社は、当サービスの契約に関する内容については、管理者と協議するものとします。

第14条（管理代行者）

1. 会員の役員又は使用人（当該会員への出向者を含む）のうち、会員が特定した任意の組織における当サービスの管理者の権限を代行することを当社が承諾した方を、管理代行者といたします。

2. 管理者は、管理代行者を、当社所定の方法で申込みことができます。

3. 管理者は、申込の前に、管理代行者として申込み方の事前承諾を得ているものとします。

4. 当社は、管理代行者として申込があった方に対して、本規約第8条（入会申込）に定める本人特定事項確認等及び第9条（入会審査）に準じた審査を行います。

5. 前項は、管理代行者の変更又は追加の際も同様に取扱うものとします。

6. 前項の結果、当社は、管理代行者として承諾しない場合があります。その場合、会員に生じた不利益又は損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

7. 管理代行者は、当サービスにおいて、第13条（管理者）第7項（1）から（6）及び（9）から（13）に定める、当社が管理者に付与する権限を代理行使できます。

8. 管理者は、当社所定の方法で、管理代行者の変更、削除又は追加を申し込むことができます。

第15条（利用者）

1. 会員の役員又は使用人（当該会員への出向者若しくは駐在者、又は会員が使用人に準じると認めた方を含む）で、当社が、当サービスにおいてカードの利用を承諾した方を、利用者といいます。

2. 利用者は、本規約等を遵守のうえ、善良なる管理者の注意をもって、カードを利用するものとします。

3. 利用者は、自身に貸与されたカードのみを利用することができます。

4. 同一の利用者が、複数のカードを利用することは認めません。

5. 当社は、発行済カードに対して、利用者の変更は認めません。

第16条（振込・チャージ）

1. 管理者等は、日本国内の金融機関のファームバンキング・ATM・窓口・インターネットバンキング等により、一般的な日本国内向けの振込と同様に、会員専用口座に宛てて日本円で振込みます。振込んだ金額は組織残高に反映されます。

2. 標準履行期間は1時間以内です。

3. 管理者等は、第5条（外国為替及び外国貿易法に基づく規制等）及び第6条（利用目的）

に反する資金を振込んではなりません。

4. 管理者等は、振込額が組織残高に反映後、管理画面から、振込額1回毎に、当該振込額の全額を、任意のカードへチャージするものとします。ただし、振込1回毎の金額とチャージ金額の合計が一致しない場合は、カード残高へ反映されません。

5. 振込毎のチャージが完了しない場合は、次のチャージができません。

6. 振込額及びカード残高の上限額は、別表に定めます。

7. 別表に定める金額を超える振込があった場合、当社は、管理者等へ、当社所定の方法でその旨と、当該振込額全額の組戻し要請を管理者等に対して通知します。管理者等は、当社の指示に基づき、自身が振込んだ金融機関に、振込手続の取消(組戻)を行うものとします。

8. 当社は、振込額が組織残高へ反映した旨を、管理者等の電子メールアドレス宛に振込完了メールにて通知します。

9. 当社は、チャージが完了した旨を、利用者の電子メールアドレス宛にチャージ完了メールにて通知します。

10. 前2項の通知については、利用者等の利用機器の状況(圏外・電源オフ・受信ボックスの空き容量等)や、国内外の通信回線・通信システム障害等の事情により、配信遅延、配信不能となることがあります。これによって利用者等に生じた不利益又は損害については、当社は一切の責任を負いません。

11. 振込んだにも関わらず、振込時にご利用の金融機関の翌営業日までに振込完了メールが届かない場合、又は会員専用ページにて閲覧した取引記録が実際の振込額と異なる等の場合、管理者等は、当サービスのコールセンターまで直ちに連絡するものとします。

12. ご利用になる金融機関から会員専用口座への振込可否、当該金融機関における振込サービスの営業日時、当該金融機関が定めた振込手数料等の条件については、当該金融機関の定めによります。

13. 当社は、当サービス専用の振込カードは発行しません。

14. 会員は、管理者等が会員専用口座に振込んだ際に当社から会員に交付する受取証書に代えて、当社より受取証書に記載すべき事項を電磁的方法で提供を受けることに同意するものとします。

15. 会員専用口座への振込手続は、管理者等が行うこととします。

16. 会員専用口座の口座番号を忘れた場合は、管理画面で確認するものとします。

17. 会員等は、会員専用口座、組織残高、カード残高、及び当該口座及び残高を利用する一切の権利について、譲渡、質入、その他第三者の権利を設定すること又は第三者に利用させることはできません。

18. 管理者等は、管理画面から、任意にカード残高を清算し、組織残高へ反映することができます。

19. 前項の場合、管理者等は、管理画面から、当該残高を他のカードへチャージすることができます。

第17条（カードの利用）

1. 利用者は、カードの記載事項を確認のうえ、直ちに、カード裏面の署名欄に利用者自身の署名をするものとします。
2. 利用者は、カードを用いて下記利用ができます。
 - (1) 日本国外の Visa ATM での、当該 Visa ATM が取扱をしている通貨の引出し及び残高照会。
 - (2) 国内外の Visa 加盟店でのショッピング。
3. カードの利用は、第5条（外国為替及び外国貿易法に基づく規制等）及び第6条（利用目的）に反しない支出に限定されます。
4. Visa ATM 及び Visa 加盟店での利用額の上限額は、別表に定めます。
5. 利用者は、Visa ATM 利用の際は、当該 ATM にて暗証番号を入力することにより、現金引出又は残高照会をすることができます。
6. Visa ATM を所有又は運営している金融機関の都合により、引出し可能額が別表2に定める上限額未満に制限されている場合があります。
7. 別表2に定める上限額未満の取引であっても、1回あたりの取引の金額を減少させるために1つの取引を分割したものであることが一見して明らかであるものは、1つの取引とみなし、当該取引の額が上限額を超える場合には、利用を制限する場合があります。
8. 外国において重要な公的地位にある者等（外国 PEPs : Politically Exposed Persons）及び該当する親族の方の取引については、利用状況により、利用を制限する場合があります。
9. ご利用になる Visa ATM 及び国・地域によっては、引出し又は残高照会をする毎に、当該金融機関所定の Visa ATM 利用料及び当該国・地域が定める諸法令に基づく諸税等が利用額に加算されることがあります。金額等の詳細は、ご利用になる金融機関の定めによります。
10. 利用者は、Visa 加盟店でのショッピング利用の際は、カードを示し、売上票等にカードの署名と同じ署名をすることにより、当該加盟店の取扱商品等を購入することができます。また、売上票等への署名に代えて、当該加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することにより、当該加盟店の取扱商品等を購入することもできます。
11. 利用者は、下記の Visa 加盟店等では、カードは利用できません。
 - (1) 当社の承認がない加盟店での利用
 - (2) 機内販売・船内販売等、オンラインで残高確認ができない環境下での利用。
 - (3) ホテルやレンタカーなどでのデポジット利用を目的とした利用。
 - (4) 通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の利用
 - (5) その他 Visa 加盟店の都合により利用できない場合。
12. 利用者が、カードを利用して購入した商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員及び利用者 と Visa 加盟店との間で解決するものと

します。

13. 当社は、カード又はカード情報が第三者によって不正利用されている、又はそのおそれがあると判断した場合、会員等に通知することなくカードの利用を停止することができるものとします。

14. 管理者等が振込んだ年月日若しくは曜日又は時刻、利用する Visa ATM 及び Visa 加盟店の都合、国・地域等の都合、通信システム障害、回線障害、法令、当局の命令、災害、事変等の当社の責によらない事由により、利用できるまでに、標準履行期間以上の時間・日数がかかる場合があります。

15. 当社は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止、ならびに経済制裁及び外国為替関連法令等の遵守のため、会員の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や送金資金の源泉を確認できる書類などの資料の提示又は提出を求めることができるものとします。

第18条（カードの暗証番号）

1. 当社は、暗証番号を利用者等に通知するものとします。

2. 利用者等は、暗証番号を他人に知られたり不正に使用されたりすることがないように、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当社に責がある場合を除き、会員は暗証番号が使用されて生じた一切の債務、損害等について、自己でその責を負うものとします。

3. 当社及び当サービスに係る業務委託先並びに再委託先等が、利用者等に対し、暗証番号の開示を求めることはありません。

4. 暗証番号を忘れた場合、当該カードは使用できません。当社は、管理者等から当社への申し出により、カードを再発行するものとします。

第19条（カードの有効期限、所有権等）

1. カードの有効期限は、カードに記載します。

2. カードの所有権は当社に帰属します。当社は、会員に対してカードを貸与し、会員が会員資格を有する期間中に限り、利用者に対し、カードの利用権を付与するものとします。

3. 会員等は、会員等の地位、カード及びカードを利用する一切の権利等について、譲渡、質入、その他第三者の権利を設定すること又は第三者に利用させることはできません。

4. 当社は、カードの有効期限以降も引き続き利用者として認める方に対しては、有効期限を延長した新たなカードを発行し、以降も同様とします。

5. 以下の場合、カードの有効期間中であっても、カードは無効となります。その場合、当社は、カードの所有権を放棄するものとし、利用者等はカードに切り込みを入れて廃棄しなければなりません。

(1) 第31条（会員の都合による退会）

(2) 第32条（当社による会員資格の取消）

(3) 第33条 (当サービスの終了)

(4) 第27条 カードの再発行に伴う、再発行前に利用していたカード

第20条 (会員専用ページのログインID/パスワード)

1. 当社は、利用者等に対して会員専用ページにログインするためのID/パスワードを通知します。
2. 利用者等は、会員専用ページよりID/パスワードを任意に変更できます。
3. 利用者等は、ID/パスワードを他人に知られたり不正に使用されたりすることがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当社に責がある場合を除き、会員はID/パスワードが使用されて生じた一切の債務、損害等について、自己でその責を負うものとします。

第21条 (組織残高・カード残高・取引記録等の照会)

1. 管理者等は、管理画面で、組織残高、カード残高及び取引記録等を照会することができます。
2. 利用者は、会員専用ページで、カード残高及び取引記録等を照会することができます。

第22条 (会員等の情報の変更届出)

1. 会員等は、当サービスへ登録している会員等の情報のうち、入会申込書に記載の事項、及び管理画面若しくは会員専用ページ等から登録した、住所・電話番号・電子メールアドレス・利用目的・主な利用予定国又は地域等に変更が生じた場合、管理画面、会員専用ページ若しくは当サービスのコールセンターへの連絡等の当社所定の方法で、直ちに変更の届出をしなければなりません。
2. 会員等は、前項に加えて、契約成立日の翌年同月内（以降毎年同じ）に、速やかに、会員専用ページ等の当社所定の方法で、登録している住所・電話番号・電子メールアドレス・利用目的を更新しなければなりません。
3. 会員等は、税法上の米国人に該当することになった等、第8条第7項（13）に規定するFATCAに関する各種宣誓書の内容に変更があった場合、30日以内に当社へ報告しなければなりません。
4. 当社は、会員等が、前3項に定める情報を更新しない場合、カードの利用を停止又は退会となることがあります。

第23条 (引出・残高照会手数料)

1. 当社は、利用者が、**Visa ATM** で引き出す毎、又は残高照会をする毎に、当社所定の引出・残高照会手数料を、カード残高より申し受けます。
2. 一度申し受けた引出・残高照会手数料は、払戻さないものとします。

3. 引出・残高照会手数料は、別表に定めます。

第24条（決済手数料）

1. 当社は、利用者が、外国通貨建により Visa ATM で引き出す毎、又は Visa 加盟店で利用する毎の利用額を円建利用額に換算しカード残高より申し受ける際、Visa が定める為替レートに加え、当社所定の決済手数料を円建利用額に含めます。
2. 一度申し受けた決済手数料は、払戻さないものとします。
3. 決済手数料は、別表に定めます。

第25条（払戻手数料）

1. 会員は、当社に対し、当社所定の方法により、組織残高の、会員国内口座への払戻を求めることができます。
2. 払戻す際、当該残高より当社所定の払戻手数料を申し受けます。
3. 当該残高が当社所定の払戻手数料を下回っている場合は、払戻できません。
4. 一度申し受けた払戻手数料は、払戻さないものとします。
5. 払戻手数料は、別表に定めます。

第26条（残高不足）

1. Visa 加盟店の売上処理手続き等、又は当社のシステムメンテナンス等の理由から、Visa 加盟店から当社に到達した利用額情報がカード残高を上回っていた場合、当社は、当該利用額を Visa 加盟店に立替払いしたうえでその旨を会員に通知し、当該会員に対し、当該立替払額の弁済を請求します。
2. 当該会員による、前項に定める立替払額の弁済が完了しない限り、当社はカードの利用を停止します。
3. 会員は、退会又は会員資格を喪失した後であっても、当該立替払額を弁済しなければなりません。

第27条（カードの再発行）

1. 利用者等は、カードの盗難、紛失、偽造、破損、スキミング、第三者による利用、カードの暗証番号忘れ等（以下「事故等」という）が発生した場合、当該事故等が発生した旨を、当社所定の方法により、直ちに当社へ届け出なければなりません。
2. 管理者等は、カードの再発行の可否を、速やかに当社へ届け出なければなりません。
3. 当社は、事故等の届出を受けたカードを、速やかに使用不能にすると共に、管理者等から要請があった場合、カードを再発行し、管理者等宛に送付するものとします。
4. 当社は、当社所定のカード再発行手数料を、当社所定の方法で申し受けます。
5. 一度申し受けたカード再発行手数料は、払戻さないものとします。

6. カード再発行手数料は、別表に定めます。
7. 当社が、前項のカード再発行手数料を収受しない限り、利用者は、カードを利用することができません。
8. 使用不能にしたカードは、再利用できません。

第28条（個人情報の登録・取得・保有・利用等）

1. 会員等は、当サービスにおける利用者等の個人情報（入会申込時及び利用時及び変更時に登録した属性等の情報をいい、以下同様とします）の登録、取得、保有、利用等の取扱いに関し、次の各号に同意するものとします。

- (1) 利用者等が、当サービスを利用するために、当社所定の個人情報を登録すること。
- (2) 当サービスの利用状況確認や、出張精算等の業務を会員が行うために、当社から会員へ提供し、会員が利用すること。
- (3) 当社及び当サービスに係る業務委託先並びに再委託先等が、当サービスの提供のために取得、保有し利用すること。
- (4) 当社及び当サービスに係る業務委託先並びに再委託先等が、当サービスの業務処理のために取得、保有し利用すること。
- (5) 当社及び当サービスに係る業務委託先並びに再委託先等が、正当な事業活動に利用するために取得、保有し利用すること。
- (6) 当社及び当サービスに係る業務委託先並びに再委託先等が、会員等に対し、当サービスに係る広告宣伝物の送付、又は電子メールによる広告宣伝メールの送信等による営業のご案内をすること。
- (7) 会員等は、当社に対し（6）のご案内の中止を申し出ることができます。申し出があった場合、当社は、ご案内の送付、又は広告宣伝メールの送信を停止します。

3. 当社は、利用者等の個人情報を注意して取扱い、その保護に努め、当サービスに係る委託先及び再委託先等にも同様の取扱いを求めます。

4. 利用者等は、会員専用ページで、自身の個人情報を閲覧・訂正することができます。
5. 利用者等は、当社が保有している個人情報について、当社へ開示を請求することができます。
6. 当社は、利用者等の個人情報を、会員でなくなった日から法令に基づく期間まで保有した後に破棄します。
7. 当社は、法令、裁判所及び当局等の命令により、利用者等の個人情報を当該機関に提出することがあります。

第29条（業務委託）

1. 会員は、当社が当サービスの業務の一部を、当社が指定する委託先に対して委託すること、及び当該委託先が別の委託先に再委託することをあらかじめ承諾するものとします。

2. 当社は、委託先及び再委託先を監督し、当サービスに関する委託先及び再委託先の事故等について責任を負うものとします。

第30条（提携カード）

1. 当社は、当社の業務委託先と提携し、提携カードを発行することがあります。
2. 当社が発行する提携カードは、サービス名称、カード券面及び販促物等に、当該提携カードの名称を用いますが、サービス内容は当サービスと同一です。
3. 会員は、当社と契約し、本規約等を遵守するものとします。
4. 当該業務委託先は、当社の委託を受けて、提携カードに関する販売促進、会員募集取次業務等を行います。
5. 提携カードへの申込に際して、入会申込本人が提供する管理者等の個人情報とは当該業務委託先が収集しますが、当該業務委託先から当社への取次ぎが完了した時点で、当該業務委託先ではその一切を破棄し、保管及び利用は当社が行います。
6. 入会後の利用者等の個人情報は、第28条（個人情報の保護と利用）に基づき当社が収集、保管及び利用します。

第31条（会員の都合による退会）

1. 会員は、その理由を問わずいつでも退会することができます。
2. 退会する場合、当社所定の方法による退会手続が必要です。
3. 当社は、会員からの退会の申し出を受けてカードを使用不能にし、当該会員による当サービスに係る精算（会員の当社に対する未払債務も含む）が全て完了していることを確認した後、組織残高を確定したうえで、当該残高から当社所定の払戻手数料を差し引いた金額を、会員国内口座へ払戻します。
4. ただし、組織残高が当社所定の払戻手数料を下回る場合は、当該残高の全部を当社所定の払戻手数料とみなし、払戻さないものとします。
5. 法令及び当局の命令等により払戻できない場合があります。

第32条（当社による会員資格の取消）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告を要せず、直ちに会員資格を取消することができるものとします。
 - (1) 手形又は小切手が不渡りになった場合、又は一般の支払を停止した場合。
 - (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は強制執行、競売手続開始、滞納処分を受けた場合。
 - (3) 破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立をした場合。
 - (4) 重要な営業の廃止、譲渡又は会社が解散した場合。

(5) 監督官庁による営業許可の取消、全社的な営業停止処分を受けた場合。

(6) その他本契約の解除が適当と判断される合理的な事由が生じた場合。

2. 当社は、会員等、会員の代表者及び会員の実質的支配者が、以下のいずれかに該当すると判断した場合、会員に対して当サービスの利用停止若しくは会員資格を取消することができるものとします。

(1) 第4条（反社会的勢力でないことの表明と確約）に違反した場合。

(2) 第5条（外国為替及び外国貿易法に基づく規制等）に違反した場合。

(3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく、疑わしい取引を行っているとは判断した場合。及び、別表2に定める上限額未満の取引であっても、1回あたりの取引の金額を減少させるために1つの取引を分割したものであることが一見して明らかであるものは、1つの取引とみなし、当該取引の額が上限額を超える場合等、不適切な利用と当社が判断した場合。

(4) 法令・当局等の命令等に基づく場合。

(5) 当局からの情報及び金融機関の信用情報等に基づき、当該措置が適当だと判断した場合。

(6) 本規約及びご利用ガイド、当 web サイト等に記載した事項に違反した場合。

(7) 契約中に米国税法上の米国法人となった場合、及び、実質的支配者に米国人が含まれることになった場合。

(8) 会員等、会員の代表者及び会員の実質的支配者が行う取引の頻度及び態様が社会通念上認められる限度を超え、当社のサービス提供に支障が生じるとして、当社が会員等、会員の代表者又は会員の実質的支配者に是正を求めたにもかかわらず、会員等、会員の代表者及び会員の実質的支配者がその是正を行わないことにより、当社との信頼関係が損なわれたと認められる場合

(9) 会員等、会員の代表者及び会員の実質的支配者の取引状況、取引の内容その他の事情を考慮して、会員等、会員の代表者及び会員の実質的支配者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁及び外国為替関連法令等に抵触するおそれがあると当社が判断した場合

(10) 会員が第17条第15項に基づく当社からの求めに対して、正当な理由なく当社が指定する期日までに届出又は回答しない場合

(11) 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をしていることが判明した場合

(12) その他当社所定の審査により、当該措置が適当だと判断した場合。

3. 会員資格を取消す場合、当社は、カードを使用不能にし、当該会員による当サービスに係る精算（会員の当社に対する未払債務も含む）が全て完了していることを確認した後に、組織残高を確定したうえで、当該残高から当社所定の払戻手数料を差し引いた金額を、会員国内口座へ払戻します。

4. ただし、組織残高が当社所定の払戻手数料を下回る場合は、当該残高の全部を当社所定の払戻手数料とみなし払戻さないものとします。

5. 法令及び当局の命令等により払戻できない場合があります。

第33条（当サービスの終了）

1. 当社は、当社の都合、法令、監督官庁の命令、その他当社の責によらない事由により当サービスの継続が不能になった場合、当サービスを終了することができるものとし、会員は異議を申し立てないものとします。

2. 当社の都合により当サービスを終了する場合は、当社より会員に対して、サービス終了日の前日から起算して90日以上前に、当社所定の方法でその旨を通知します。

3. 法令、監督官庁の命令により当サービスの継続が不能になった場合は、当該命令が発せられ次第速やかに、当社所定の方法でその旨を通知します。

4. 当サービスの終了を理由として退会する場合、本規約第31条（会員の都合による退会）の条項は適用しないものとします。

5. サービス終了日に、カードの利用を停止します。

6. サービス終了後、当社は、当該会員による当サービスに係る精算（会員の当社に対する未払債務も含む）が全て完了していることを確認した後に、組織残高を確定したうえで、当社所定の方法で、組織残高を会員国内口座へ払戻します。その場合、払戻手数料は頂きません。

第34条（払戻請求権の消滅）

下記に定める各起算日から10年を経過したときに、時効により、会員から当社への払戻請求権は消滅し、当社は、会員からの払戻請求を引き受ける義務を免責されるものとします。

（起算日）

1. 第31条に基づき、会員が自身の都合により退会した場合（ただし、第31条第4項及び第5項の場合を除く）

・当社が、第31条第3項に基づく、会員の国内口座へ払戻処理を実行した日の翌日

2. 第32条に基づき、当社審査により会員資格を取消した場合（ただし、第32条第4項及び第5項の場合を除く）

・当社が、第32条第3項に基づく、会員の国内口座へ払戻処理を実行した日の翌日

3. 第33条に基づき、当社が、当サービスを終了した場合

・サービス終了日の翌日

第35条（通知の到達）

1. 当社が、会員等へ郵便及び電子メール等の方法により通知を行う場合、当社は、当サービスに登録している住所又は電子メールアドレス宛に通知を発すれば足りるものとし、当

該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第36条（免責事項）

1. 以下の場合に会員等に生じた不利益又は損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 当サービスのシステムの故障又は保守管理等の作業のため、当サービスの全部又は一部を休止する場合。ただし、当社の故意又は重過失による場合を除く。
- (2) 通信システム障害、回線障害、ご利用になる日本国内の金融機関又は Visa ATM 及び Visa 加盟店の障害及び都合、法令及び当局の命令、戦争、事変、災害、天変地異等の当社の責によらない事由により、当サービスを利用できない場合。
- (3) 会員等の故意又は過失に起因する不利益又は損害で、当社に故意又は重過失がない場合。
- (4) 会員専用ページのログイン ID / パスワード、カードの事故等、及びカードの暗証番号に係る第三者による不正使用の場合。及び、当社が不正使用のおそれがあるとしてカード利用を停止した場合。
- (5) (1) から (4) の他、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、当該不利益又は損害が、当社の故意又は重過失に起因するものでない場合。

第37条（会員等の故意・過失等）

1. 会員等が、故意・過失により当社へ損害を与えたとき、当社は、会員へ損害賠償を求めるところがあります。

第38条（取引記録の保管、当局への提出）

1. 取引記録は、法令に基づく期間、当社にて保管します。
2. 法令及び当局の命令等により、取引記録を当局へ提出することがあります。

第39条（諸法令の適用、疑わしい取引の当局への通報）

1. 当社は会員に、資金決済に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法、外国為替及び外国貿易法、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律等、及び関連する諸法令に従い、許可書、証明書、その他必要に応じて書類等を提出頂くことがあります。提出頂けない場合は、当サービスの利用制限若しくは利用停止、又は会員資格を取り消すことがあります。また、法律上の規制が行われたとき、虚偽申込、不正利用等により当社が当サービスの利用を不相当と認めるときは、利用制限若しくは停止、又は利用契約を解除することがあります。

2. 当社は、法令、又は当局より発信される利用禁止関連規制に基づき、会員に催告又は会員の承諾を得ることなく、当該規制対象国又は地域での利用ができないようにします。
3. 当社は、疑わしい取引がなされたと判断した場合、法令に基づき当局へ通報します。

第40条（本規約及びその改定）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を会員が届出た連絡先へ通知（書面又は電磁的方法によるものとします。）し、又は当 web サイトに告知する方法により、本規約を変更することができるものとします。

- ① 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- ② 変更の内容が本規約に係る本サービスの利用の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし合理的なものであるとき。

第41条（本規約の準用）

1. 本規約に定めのない事項については、当 web サイト及びご利用ガイド等への掲載内容を準用します。

第42条（法的効力を持つ本規約の言語等）

1. 本規約の法的効力を持つ正本は日本語によるものとし、その他の言語に翻訳したものは法的な効力を持ちません。
2. 本規約における日時は、日本時間を基準とします。

第43条（準拠法）

1. 本規約の成立・効力・履行及び解釈については、日本国法を準拠法とします。

第44条（専属管轄裁判所）

1. 会員は、本規約に基づく取引について当社との間に紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店又は支店所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに合意します。

第45条（サービスに関するお問い合わせ、緊急対応）※下記日時はいずれも日本時間

1. サービスに関するお問い合わせ
アプラスプリペイドカードコールセンター
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-15 吉安神田ビル4F
電話：03-3865-5614 月～金：9：00～21：00／土日祝：9：00～17：00（※12／31～1／3休）

2. 緊急対応（盗難、紛失、事故等）

トラベルデスク東京

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-15 吉安神田ビル4F

電話：03-3865-8510 年中無休：24時間

3. 電話による会話については、当サービスの向上等に資する目的で、録音及びモニターをすることがあります。

第46条（苦情申立等のご相談）

※下記日時はいずれも日本時間

1. アプラスプリペイドカードお客さま相談室

（業務委託先：株式会社 **JTB** グローバルアシスタンス）

（旧称：JTB インターナショナルマネートランスファーお客様相談窓口）

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-15 吉安神田ビル4F

電話：03-3865-5613 月～金：10：00～18：00（※土日祝・年末年始休）

2. 電話による会話については、当サービスの向上等に資する目的で、録音及びモニターをすることがあります。

3. 当社は、当社所定の苦情処理手順に従い可及的速やかに問題を解決すべく対応します。

4. 資金決済に関する法律に定める苦情処理措置及び紛争解決措置は、以下の通りとします。

（1）苦情処理措置：

一般社団法人日本資金決済業協会 電話：03-3556-6261

（2）紛争解決措置：

東京弁護士会紛争解決センター 電話：03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター 電話：03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター 電話：03-3581-2249

第47条（個人情報に関するお問い合わせ窓口）

個人情報については、個人情報管理室が責任部署となります。なお、個人情報の開示・削除・訂正に関する請求窓口及び個人情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

住 所：吹田市豊津町9番1号 **EDGE** 江坂

担当部署：株式会社アプラス お客さま相談室

電話番号：0570-001-770

U R L：<https://www.aplus.co.jp/>

以下余白

別表1 (手数料)

(2023年1月1日現在)

手数料項目	金額
カード発行手数料	無料
引出・残高照会手数料	引出手数料 200円/回(不課税) ※Visa ATMでの引出しの都度、カード残高より申し受けます。 残高照会手数料 100円/回(不課税) ※Visa ATMでの残高照会の都度、カード残高より申し受けます。
決済手数料	4%(不課税) ※外国通貨建てによるATM引出・ショッピング時。 ※円建利用額に含めて、カード残高より申し受けます。
口座管理手数料	無料
払戻手数料	550円/回(税込) ※会員国内口座へ払戻す毎に、組織残高より控除して申し受けます。
カード再発行手数料	550円/枚(税込) ※組織残高より申し受けます。

別表2 (上限額)

(2023年1月1日現在)

	単位	上限額
振込	回	100万円×カード枚数
	月	200万円×カード枚数
	年	1,000万円×カード枚数
チャージ (カード1枚あたり)	回	100万円
	月	200万円
	年	1,000万円
ATM 引出	回	現地通貨で10万円相当額以内
	日	現地通貨で30万円相当額以内
ショッピング	回	現地通貨で100万円相当額以内
カード残高		上限設定なし

※分割してご利用される場合、上限額未滿でもご利用いただけない場合があります。